

## あおり運転に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書

令和元年 8 月、茨城県内の常磐自動車道で、男性が執拗なあおり運転を受けて車を停止させられ、容疑者から顔を殴られるという事件が発生した。また、平成 29 年 6 月には、神奈川県内の東名高速道路で、あおり運転を受けて停止した車にトラックが追突し、夫婦が死亡している。こうした事件、事故が相次ぐ中、あおり運転を初めとした極めて悪質、危険な運転に対して、厳正な対処を望む国民の声が高まっている。

警察庁は、平成 30 年 1 月 16 日に通達を出し、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪や暴行罪等のあらゆる法令を駆使して厳正な取り締まりを行っているが、あおり運転に対する規定はなく、効果的な防止策となっていない。今後、あおり運転の厳罰化に向けた法改正の検討や運転免許証更新時の講習などにおける交通安全教育のさらなる推進及び広報啓発活動の強化が求められる。

よって、国においては、社会問題化しているあおり運転の根絶に向け、安全・安心な交通社会を構築するため、下記の事項について早急に取り組むよう強く要望する。

### 記

- 1 道路交通法にあおり運転に対する罰則の規定を新たに設け、危険運転を行った場合のみでも厳しく処罰される海外の事例なども参考としながら、実効性のある法改正をするよう早急に検討を進めること。
- 2 運転免許証更新時の講習については、これまでの交通教則による講習に加え、あおり運転の危険性、その行為の禁止及び違反行為が取り締まりの対象であることを認識するための講習も行うこと。また、講習に使用する教本や資料などに、これらの事項を記載すること。
- 3 広報啓発活動については、あおり運転の行為が禁止されており、取り締まりの対象となることや、あおり運転を受けた場合の具体的な対処方法などについて、警察庁及び都道府県警察のホームページ、SNS や広報紙などを効果的に活用し、周知に努めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 12 月 17 日